

宮古島市総合博物館デジタル・ミュージアム推進整備事業におけるコンサルテーション
委託業務
仕様書

1 業務名

本委託業務は、宮古島市総合博物館デジタル・ミュージアム推進整備事業におけるコンサルテーション委託業務（以下、本業務という。）という。

2 目的

本業務は、デジタルアーカイブに関する先行事例と、仕様案の報告などのコンサルテーションを通じて、今後の宮古島市総合博物館（以下、市博物館という。）におけるデジタルアーカイブを中心としたデジタル・ミュージアムの基盤整備に活用することを目的とする。

現在、博物館に求められるニーズは多様化しており、博物館の情報公開を含む社会貢献への期待が高まっている。国内の博物館では、新型コロナウイルス感染症の世界的流行を契機に、インターネット上でのコンテンツ発信を中心に様々な取り組みが行われ、生涯学習、教育、文化観光の分野を中心に博物館のデジタルアーカイブ等の公開などがより重要視されている。加えて、令和4年の博物館法改正により、博物館が実施する業務として、「電磁的記録の作成」つまりデジタルアーカイブの作成及び公開が法的にも求められる状況にある。

市博物館は、2012年度からデジタル技術を活用した写真や動画の展示を館内常設展示に導入しているが、これらは来館しなければ観覧ができないものであり、インターネットを介した情報発信は毎年刊行する紀要の公開のみとなっている。離島地域という特性上、広く頻繁に来館することは困難であり、様々な方法での情報発信が必要となっている。また『第2次宮古島市総合計画後期計画』においても、インターネットを活用した情報発信による博物館の利用促進に関する施策が掲載されている。

こうした状況に鑑み、市博物館において収蔵資料の情報を集積したデジタルアーカイブの整備構築及びデジタルアーカイブを含む博物館からの情報公開の場としてのデジタル・ミュージアムの整備構築は急務である。しかしながら、市博物館にはデジタルアーカイブやその公開に関する知識や手法の蓄積がなく、先行事例を調査するとともに今後の運用に関する基本的な仕様について客観的に検討できる情報を持ち合わせていない。

そこで、先行事例の調査や仕様案の作成などのコンサルテーションを通じて、デ

デジタル・ミュージアムの基盤整備につなげることが、本業務の目的である。

3 業務期間

契約締結日から令和6年3月8日（金）まで

4 提出書類

受託者は、本業務の契約時、着手時、完了時に際し、次の書類を提出するものとする。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 着手届
- (3) 管理責任者等の通知届
- (4) 業務工程表
- (5) 完了届
- (6) 業務に係る経費内訳書及び証憑証明書類
- (7) その他委託者が指示する書類

5 業務内容

(1) 市博物館の特徴やデジタルデータに関する現状の把握

先行事例の調査や、デジタルアーカイブの構築・運用に関する仕様書の作成及びこれに係る費用の試算などのコンサルテーションを効果的に行い、市博物館において仕様書の実現の可能性を高めるために、市博物館の所蔵資料や運営の特性、デジタルアーカイブにつながるデータ整備等の現状について把握する。

(2) デジタルアーカイブの構築及び運営に関するコンサルテーション業務

① デジタルアーカイブの構築及び運用に関する先行事例等の調査

- ・ デジタルアーカイブの構築・運用及び公開に関して、市博物館の特徴、規模を把握した上で参考となりうる先行事例の調査を行う。

② デジタルアーカイブの構築・運用及び公開に関する仕様書の作成と費用の試算

- ・ デジタルアーカイブは、今後、継続的に運用・公開をしていくことが重要であり、システム技術の進歩や使用機器の更新などに対応可能なデジタル・ミュージアムの構築や、複雑なシステムにより、特定の職員のみが運用に精通し、人事異動等により運用が困難になる状況の回避など、継続性の担保が必要不可欠である。そこで、市博物館の資料情報をはじめとしたデジタルデータ取り扱いの現状について把握したうえで、継続性が担保されるデジタルアーカイブの構築・運用及び公開の仕様書を検討する。

- ・ 上記デジタルアーカイブの構築及び運用に係る費用の試算を行う。

(3) 業務執行における市博物館との協議

業務の適正かつ円滑な執行のため、市博物館と協議を行うものとする。

(4) 報告書の作成

業務内容を取りまとめ、報告書を作成する。

(5) その他の追加提案

仕様書に追加する項目の他、本業務執行において効果的な提案があれば、追加事項を提案すること。

6 成果物

本業務の成果物として、報告書（A4 判簡易製本）2部、電子媒体1部を提出すること。成果物の権利は宮古島市の帰属とする。

7 納入場所

宮古島市教育委員会 生涯学習部 宮古島市総合博物館

8 業務実施上の注意

受託者は、業務実施にあたって次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 市博物館と十分な協議のうえ本業務を実施すること。
- (2) 業務を円滑・適正に運営するための組織・人員体制を確保すること。
- (3) 本業務の経理を明確にするため、他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (4) 本業務の実施や成果の提出において、第三者の知的財産権等を侵害していないことを保証すること。
- (5) 個人情報等の保護すべき情報の取り扱いがある場合、万全の対策を講じること。
- (6) 契約期間中は本業務の進捗状況を随時市博物館へ報告し、遂行すること。

9 その他事項

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議する。